

平成 29 年度 第 2 回高知県特別職報酬等審議会（議事録）

日 時：平成 30 年 2 月 1 日（木）11:10～12:00

場 所：高知県庁第二応接室

出席者：高知県特別職報酬等審議会

山元会長、折田委員、木村委員、竹内委員、筒井委員、吉澤委員

高知県

梶総務部長、原総務部副部長、笹岡行政管理課長、竹崎職員厚生課長、林議会事務局総務課長、

酒井教育委員会事務局教育政策課長

（行政管理課長）

皆様、おそろいになられましたので、ただ今から第 2 回の特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。委員の皆様、本日もお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。高知県行政管理課長の笹岡でございます。

なお、本日、石原委員さんは所用により欠席されております。

会議に入ります前に、前回の審議会配付資料に修正がございますので、職員厚生課長からご説明させていただきます。

（職員厚生課長）

職員厚生課でございます。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。第 1 回の審議会資料の中で、誤りがございました。訂正したものをお配りしておりますので、差し替えをお願いいたします。

差し替えるのは 31 頁と 37 頁でございます。なお、訂正した部分には蛍光ペンで色をつけてございますので、説明をさせていただきます。

まず、37 頁をご覧ください。教育長の退職手当の全国状況、左側の表でございます。誤りがありましたのは、左から 2 番目の列の「12 月分の退職手当額」の下から 11 番目、高知県の一つ上の愛媛県の金額でございます。

「2,693」と記載しておりましたが、正しくは「2,936」ですので訂正させていただきます。

それに伴いまして、一番下の全国平均の額も「2,762」から「2,768」に、愛媛県の順位を「19 位」から「18 位」に、秋田県の順位を「18 位」から「19 位」に、それぞれ訂正いたしました。

同様に、愛媛県の先ほどの列から右に 4 列目の「1 年間の総支給額」を「17,464」から「17,707」に、全国の平均額を「16,857」から「16,863」に、また、愛媛県の順位を「15 位」から「14 位」に、岐阜県の順位を「14 位」から「15 位」に、それぞれ訂正いたしました。

次に 31 頁をお願いします。37 頁と同様に、一番下の教育長の表について、「今回（H30. 1. 1）」の「12 月分の退職手当額」の「全国平均」を「2,762」から「2,768」に、「1 年当たりに換算した総支給額」を「16,857」から「16,863」にそれぞれ訂正いたしました。

なお、高知県の金額及び順位には影響はございません。

よろしく願いいたします。

（行政管理課長）

それでは、山元会長、審議の進行をよろしく願いいたします。

（山元会長）

それでは、ただ今から、第 2 回の特別職報酬等審議会を開催いたします。今回で結論が出せるよう、ご審議のほうよろしく願いいたします。まず、前回、委員の皆様から頂いたご意見を受けて事務局が資料を作成していますので、事務局から説明をお願いします。

(行政管理課長)

それでは、お手元の「第2回高知県特別職報酬等審議会資料」に沿って、ご説明申し上げます。資料の1頁をご覧ください。「前回の審議会で出た主な意見について」の資料でございます。

「1 給料及び報酬」につきましては、「本則部分は、四国の他の県と横並びであったものが、徐々に低くなり差が出ている。合わせた方がいいのではないか。」「高知には高知の財政があるから、四国の他の県に合わせる必要はなく、高知県らしくやればよい。」「四国の他の県に合わせたい気持ちは強いが、説明できる理由、材料が見出しにくい。」「支給額は平成15年から2万円ずつ引き下げてきており減額は考えられない。四国の他の県と比べても一番低い。」「少なくとも下げる必要はないが、引き上げる強力な説明がないと引上げも難しい。」といったご意見がございました。

次に「2 退職手当」につきましては、「一般職と特別職は別でいいのではないか、無理に一般職の引下げ率に合わせる必要もないのではないか。」「一般職が下げて特別職が何もないというのは難しいと思うが、元の本則部分の水準が四国の他の県と比べて低いので、それもトータルで考えるべきではないか。引下げの率を一般職に合わせるということにはならないのではないか。」「一般職の退職手当の改正を駆け込みのようにやっている中で、準じるかどうかは別として多少の減額はやむを得ないのではないか。」「特別職は一般職と異なり、普段の給料も減額されているので、そこを考慮していただけないか。どんどん減るのは申し訳ないなという気持ち。」といったご意見がございました。

これらを踏まえて、後ほど答申の事務局試案で別途ご説明いたします。

2頁につきましては、前回ご説明いたしましたので、説明は省略いたします。

(職員厚生課長)

それでは3頁をお願いいたします。特別職の退職手当の全国の改定状況につきまして、ご説明いたします。

1月24日現在で「改定済」のところは5団体、「検討中」が22団体、「予定なし」が19団体でございます。

(1)の、前回、平成29年の審議会以降に、知事の退職手当に改定のあった団体の状況につきましては、第1回の審議会資料、32頁で説明させていただきましたとおり、東京都、京都府、愛媛県、福岡県、長崎県の5団体が本年1月1日付けで改定済みでございます。

改定の主な理由としましては、一般職の見直しを踏まえて改定したのが、東京都、愛媛県、福岡県の3団体で、京都府は全国の状況を踏まえたうえで一般職の引き下げも考慮してということでございます。また、長崎県は国の見直しを踏まえて改定を行っております。

支給割合の改定率につきましては、京都府は全国の実支給割合の状況を踏まえてマイナス4.6%としておりますが、京都府を除く4団体ではマイナス3.7%からマイナス3.9%となっており、これは、一般職の退職手当の調整率が100分の87から100分の83.7に引き下げられた割合であるマイナス3.8%と同程度の引き下げとなっております。

(2)の、それ以外の団体の対応状況につきましては、見直しを検討中の団体のうち、2月議事に提案予定の団体が13団体、時期が未定の団体が9団体となっており、予定なしも19団体でございます。

2月議事に提案予定の団体を、改定の適用日ごとに見ますと、平成30年4月1日としている団体が10団体、3月1日か4月1日のどちらかとしている団体が1団体、公布日としている団体が1団体、調整中のところが1団体となっております。主な理由としましては、2月議事に提案を予定している13団体は、主に一般職の見直しに併せて改定を予定しており、時期が未定の9団体は、主に他県の状況や動向を勘案して検討すると聞いております。また、予定なしの19団体の主な理由としては、特別職の退職手当と一般職の退職手当は連動していないためと聞いております。なお、予定なしとしている団体においても、他県の状況を見るところもありますので、今後の全国状況によって改定を検討される場所も出てくるのではないかと考えられます。

資料の説明は以上でございます。よろしくご説明いたします。

(山元会長)

ただ今、事務局から説明がございました。この説明に関しまして、何かご質問がございましたらお願いします。

(山元会長)

ございませんでしょうか。それでは、具体的な検討に入りたいと思います。

前回の審議会で、委員の皆様から冒頭ご説明いただきましたようなご意見をいただいております。それを踏まえまして事務局に案の用意をお願いいたしましたので、たたき台として事務局案を出していただいて、それに基づいて検討を進めてまいりたいと思います。そういう進め方でよろしゅうございますでしょうか。

【事務局案配布】

(山元会長)

それでは、今お手元に届きました事務局案について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

(行政管理課長)

それでは、事務局の案についてご説明いたします。お手元にお配りしました、「平成29年度 高知県特別職報酬等審議会 事務局試案」に沿ってということになります。

1頁をご覧ください。私からは「1 報酬及び給料の額」についてご説明します。「1 現行額及び前回額」のところがございますけれども、これは、知事、副知事及び教育長の給料の額、それと、議長、副議長及び議員の報酬の額につきまして、「平成18年4月1日改定の額、前回額」、「平成22年4月1日改定の額、現行額」を記載しております。また、その差額をまとめた表がございます。なお、※印のところにありますとおり、現行額が適用された平成22年4月以降の、平成24年、平成25年、平成27年及び昨年は当審議会から据置きのお返事をいただいております。

続きまして、「2 試案」につきましては、そこに記載しておりますとおり「現行額据置」の案とさせていただいております。その主な理由につきましては、「(2) 考え方」に記載させていただいておりますとおり、まず、現行の報酬額が適用となった平成22年度以降の一般職の月例給の改定率の累計は、プラス0.17%で、その率を現在の報酬額である、知事の場合の122万円に乗じた場合、122万2千円となり、増加額は2千円となります。通常、改正は万単位で行っております。引上げ幅が小さいということになります。また、昨年の審議会以降、本県における一般職の月例給の改定率は、プラス0.17%でございますが、これは若年層に重点を置いた改定であること。それから、昨年の審議会以降、知事の給料に改定があったのは、47都道府県中、鳥取県の1団体のみで、本県の全国順位に変動がないということでございます。こうしたことから、本県における一般職との均衡、他県との均衡の観点も踏まえまして、据置きが適当と判断したものでございます。

私からは以上でございます。

(職員厚生課長)

それでは、2頁をお願いいたします。私からは、退職手当についてご説明をさせていただきます。「1 現行割合及び前回改正割合」は、平成25年4月1日適用の「現行」の支給割合と、平成25年4月1日改正前(H18.4.1適用)の支給割合をまとめたものでございます。次に、今回、事務局からお示しする試案を説明する前に、これまでの改正について少し触れさせていただきます。

過去の改正の経緯につきましては、第1回の審議会資料(30頁)で「高知県特別職の退職手当制度の沿革」としてお示しをしていますが、知事の支給割合は100分の70から100分の60、次いで100分の50へと5ポイント(の倍数)刻みでの改定を行ってまいりました。仮に、今回も、これまでと同様に5ポイント刻みでの引下げ改定をしようとする、現行の100分の50を100分の45に改定することになり、マイナス10%の大幅な引下げとなりますので、余りにも職員との差が大きくなることから、試案としてお示しすることは控えさせていただきました。

それでは、「2 試案」に記載しております2つの試案をご説明いたします。

まず、「試案1」としてお示したものは、職員の支給率の見直しを勘案して引き下げる案でございます。第1回の審議会で、委員の皆様から頂いたご意見の中には、「一般職が引き下げて特別職が何もないというのは難しい」、「多少の減額はやむを得ないのではないかと」、引下げはやむを得ないという意見がございました。

平成 25 年の審議会でも、職員の退職手当の引下げに伴い、特別職の退職手当についても見直しを審議していただきました。そのときは、一般職の引下げを勘案して、特別職についても支給率の引下げを行っており、過去の経緯との整合性を考えた案でございます。引下げの方法につきましては、特別職の支給割合を、職員の支給率引下げと同じ割合で引き下げるよう算定した上で、生じた端数については、小数第 1 位を四捨五入して整数にそろえております。

(2) の「考え方」にありますとおり、今回、職員の退職手当の調整率が 100 分の 87 から 100 分の 83.7 へ約 3.8%引き下げられましたので、それを知事にあてはめ、現在の支給割合 100 分の 50 を 3.8%引き下げますと、100 分の 48.1 になります。これを整数化するために小数第 1 位を四捨五入した 100 分の 48 に改定しようとするものです。同様に、副知事につきましては、100 分の 36 から算定した 100 分の 34.632 を四捨五入して 100 分の 35 に改定し、教育長につきましては、100 分の 25 から算定した 100 分の 24.05 を四捨五入して 100 分の 24 に改定しようとするものです。

過去の改定と異なり、知事は 5 ポイント刻みとはなっておりませんが、今回、職員の調整率にこれまでより細かい小数第 1 位の端数が導入されたことから、知事の支給割合についても、これまでより細かい単位で改定しようとするものでございます。

次に、「試案 2」につきましては、支給率を現行のまま据え置く案でございます。第 1 回の審議会でも、委員の皆様から頂いたご意見の中には、「特別職と一般職は違うのではないか」というご意見も頂いておりました。また、現在のところ見直しの予定がない団体では、特別職は、一般職の退職手当とは別に考えるとしているところもございます。このことから、一般職の退職手当の支給水準引下げを考慮せず、今回は据え置こうとするものでございます。

試案の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(山元会長)

ありがとうございます。ただ今、事務局の方から試案の説明がございました。まず、報酬、給料、それと退職手当の 2 つでございます。前回のこの審議会の中で、トータルで考えるべきではないかというご意見も頂いております。ただ、報酬、給料と退職手当は別でございますので、トータルで考えるということもお含みいただいて、まずは、報酬及び給料の額につきまして、ご意見等を頂き、集約していきたいと思っております。事務局の方からは、据置きということで、たたき台を頂いております。これに関しまして、ご意見等頂けましたら願いたします。

(吉澤委員)

考え方に書いていただいているとおりのことなんだろうなと思っておりますので、これは非常に納得できる考え方を書いていただけてまして、そうだなと私も思うので、事務局案どおり据置きが適当ではないかと思っております。

(山元会長)

ありがとうございます。前回の審議会の中でも、意見全体としましては、高知県は全国的に見ても非常に低位にあるけれども、引き上げるのにはなかなか明確な理由が見当たらない。一方で高知県の情勢等考えると低位なものやむを得ない。ただ引下げ、減額は考えられないのではないかというご意見が大勢だったかと思っております。そういうことで現行どおりという事務局案でまとめていただいたと思うんですけども、今、吉澤委員からは賛同のご意見を頂きました。他にこれがいいというご意見ございましたら。

(木村委員)

前回欠席いたしましたので、今回意見を言わせていただきたいんですが、気持ちとしては、一生懸命やられている知事にもっと多く取っていただいて、その分高知県の消費、地産地消にまわしてもらえたらいいんじゃないかなと思っておりますが、こういうご時世の中で引き上げられる状況にないということで、据置きの意見が出ておりますが、これには賛同いたします。

(筒井委員)

私も吉澤委員と全く同じ意見です。

(折田委員)

私も据置きでよろしいかと。

(竹内委員)

私も据置きでよろしいと思います。

(山元会長)

それでは、報酬及び給料の額については、委員の方では事務局案のとおり据置きでいいのではないかという意見でございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、退職手当でございます。こちらは、2案ご提示をいただいております。職員の支給率引下げと同じ割合で引き下げる案と、据置きという2案でございます。前回のご意見としては、職員の引下げの状況がある中で、多少の減額はやむを得ないのではないかと、それから（職員と引下げ割合を）合わせる必要はないのではないかとご意見があったかと思ひます。ということで2案頂いたかと思ひますけれども、これにつきまして、またご意見を賜ればと思ひます。

(木村委員)

これについても前回休みましたので、意見を言いますと、気持ちとしては据置きでいいんじゃないかと思ひますが、退職金に対する社会的な関心というか、退職金という制度を取る限り、職員を下げて特別職を下げないのかという批判の方が多いのではないかと、試案1の引下げはやむを得ないのではないかと思ひます。ただ、特別職については、特に知事は4年に1度選挙を受けて任期制なわけですね。退職金の元を考えると、終身雇用制の中で長く勤めた方に対して、慰労の意味でできたのではないかという気がするので、4年に1度選挙をされる特別職に退職金がふさわしいかどうかを長期的な課題として、大阪府のようにある意味で年俸制として、4年間でこれだけの給与でやる、それに対して選挙民の審判を得るといふのが本来の筋ではないかという感じがいたします。右肩上がりできたこういう制度ですが、だんだん人口が減ってきますので、高知発の新しい考え方として、そういうことも長期的に考えていただいたら、今回の件については、試案の1でやった方がいいのではないかという感じがいたします。

(山元会長)

ありがとうございます。竹内委員、いかがでございましょう。

(竹内委員)

難しいところですね。基本的には据え置いた方がいいと思ひますが、木村委員の言ったように一般職を下げるので、他の面から見たら下げる方がいいのではないかと、私も思ひます。

(山元会長)

試案1ということですね。

(竹内委員)

はい。試案1の方で。

(山元会長)

筒井委員はいかがですか。

(筒井委員)

私は、第1回目の時にもお話ししたんですが、考え方としては試案1ですが、支給割合が副知事、教育長が100分の1下がり、知事が100分の2下がりますので、そこが気にはなりますが、パーセンテージですのでそこは仕方ないのかなと思っております。同じ減額の割合でしたらもう少しすっきりしたかなとは思いますが、元々の金額も異なりますので、試案1の方が良いと思います。

(山元会長)

吉澤委員、いかがでしょう。

(吉澤委員)

前回のときは、特別職と一般職は違うよねという話をさせていただいて、一般職が下がったからといって、無理に下げる必要はないんじゃないですかという話をさせていただいたと思うんですが、難しいですが、基本的には据え置いてもいいんじゃないかと思います。

(山元会長)

折田委員、いかがですか。

(折田委員)

私も、木村委員と同じように思うところがあるんですが、本来の話は、特別職、特に知事の場合は、退職手当について、必ずしも連動することは必要でないと思われるんですが、これは中長期的な課題ということで。何回も事務局からもごさいましたけれども、一般職が年度内に下がるということもありましたので、そことの均衡も今回は考慮せざるを得ないのかなと。今回につきましては試案1でよろしいのではないかと思います。

(山元会長)

ありがとうございます。吉澤委員の方からは据置きというご意見ですが、私も気持ちとしては一般職と違うというのは思っておりますけれども、一般職員の方の動向を見ますと、長として司ってという組織の中ではやむを得ない、進んで引下げということではないが、やむを得ないのではないかなというそんな感触を今回の案の中で感じながら受け取ったわけですが。

(筒井委員)

結局、言葉は正しくないかもしれませんが、一般職の方は駆け込みで、2月1日、今日変わったというのが私の中でありまして、それがなければ考え方としては、据置きでもいいかなと思ったんですが、やはり職員との整合性、民間を上回るからと言う理由で2月1日になったということですので、今回は試案1の引下げということでやむを得ないかなと思います。気持ち的には据置きと思ったんですが、そういうことなので試案1の方で。

(山元会長)

事務局の方から何か追加でご説明するようなことはございますか。

(行政管理課長)

本日ご欠席されている石原委員から、ご意見を預かっております。まず、報酬及び給料につきましては、現行額据置きということで、ご賛同をいただきました。

退職手当につきましては、試案1は、年末に職員の退職手当の引下げを決めたことを考慮し、職員や職員団体に姿勢を見せようという知事の気持ちが伝わってくるものがあるが、他県と比べてもすでに低い。報酬自体も、他県より細やかに下げてきた経緯もある。また、退職手当は全国最下位という現状であり、試案2が適当ではないか。とのご意見でした。

(山元会長)

もう少し議論を深めて、ご意見を頂いて集約をしていきたいと思えます。今ですと、試案2が2人いらっしゃって、5名の方が試案1じゃないかということでございますが。

(吉澤委員)

難しいところです。筒井委員が言われたように、確かに職員の方が今年度から適用されるということを踏まえて、思いなどを汲むと特別職だけは下げないのかという意見も確かに出るんだらうと思えます。とはいえ、特別職は一般職員とは違い選挙で選ばれるということもあるので、一概に一緒にする必要はないんだらうなと思うんですけどもね。ただ、皆様のご意見もよくわかりますので、そういうことであればそれはそれで仕方がないのかとは思えます。

(山元会長)

今回の審議事項ではございませんが、木村委員の方から退職手当のあり方自体について、貴重なご意見を頂いたんじゃないかなと思えます。おっしゃっていただいた終身雇用を前提とした報酬というのは色濃く残っていると思えますが、最近、企業でも退職金廃止の動きが出ておりまして、その分年俸制等に移ってきているという流れではあろうと思えます。その分仕事をしっかりしてくれよということだと思いますが。

前回は少しお聞きしたかもしれませんが、退職金制度をなくして、月例給に反映させるということは流的には増えてきているんですか。

(行政管理課長)

平成27年から大阪府のみがやっている状況で、まだ全国的にはそうなってはおりません。

(木村委員)

先ほどの、一般職と特別職は違うから、同じようにしなくていいという意見もわかる。一生懸命やっている知事に減額するというのは心苦しい。ただ、制度として同じなのに、一般職を下げて特別職を下げないのは印象が悪いというところがありますね。制度そのものを変えていかないと、なかなかいけないんじゃないかと。前回は申し上げたんですが、知事以下の3役は自主的な減額をやられていますよね。あれをやめて、その分消費にまわしてくださいと言ったんですが、そういう配慮もあって、特別職と一般職は違うんだと主張するなら、そちらをまず。政治的な判断なので、我々がとやかく言うところではありませんが、そういうところの判断もできる余地があるわけですよね。そういう意味で、ここは試案1じゃないかなというのが私の意見です。

(山元会長)

前回はこういう意見が出ましたというのは、お伝えはされているんですよ。

退職手当は、税制が変わったから変えるというのは当然本末転倒な話なんですけど、5年を超えると変わるんですよ。

(行政管理課長)

5年を超えないと税金が高くなりますね。

(山元会長)

そういう意味では退職手当のあり方については、すぐに結論が出るということではないと思えますが、引き続き他県の動向とか流れとかを研究していただいて、本来あるべき形を研究していただいたらいいのではないかなと思えます。

それではこの退職手当につきましては、事務局の試案1、職員の割合と同じ割合で引き下げることによって意見を集約させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(木村委員)

結論には異議はないんですが、以前から、この審議資料も含めて他県並びが主な基準になるわけですよね。これについてどうも抵抗感があって、高知は高知らしく考えたい、考えていただきたいという感じで、幕末の頃は土佐藩からいろんな新しいものが出たわけですから、横並びで高知はこの辺だと言わないで、女子マラソンもジャンプアップしましたから、高知らしい考え方で考えていただきたいなという要望です。

(山元会長)

ありがとうございます。意見を踏まえていろいろとご検討いただきたいと思います。

(筒井委員)

確かに、木村委員がおっしゃったように、私たちは他県と比較して、順位を気にしてしまいます。今のご意見も大事なご意見だと思います。

(山元会長)

それでは、一旦審議会としては意見を集約させていただきたいと思います。

再確認をさせていただきます。まず、報酬及び給料の額につきましては、現行据置きということによろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

(山元会長)

それから、退職手当につきましては、知事を「100分の50」から「100分の48」に、副知事を「100分の36」から「100分の35」に、教育長は「100分の25」から「100分の24」に引き下げまして、平成30年4月1日から適用するというので答申をしたいと思いますが、こういうことによろしゅうございますか。

(木村委員)

今、適用時期を4月1日ということですが。

(総務部長)

今回、ご議論いただかなかったんですが、適用日について、会長には4月1日とおっしゃっていただいたのですが、木村委員のご指摘がおそらくあろうと思うのは、一般職の職員については、年度内の2月1日以降に退職するものについては引き下げるようになっております。あり得るかどうかわかりませんが、知事、副知事、教育長が年度内に退職をするという場合に、一般職と同じということであれば、年度内に施行するべきではないか、そうしますと条例の公布日から施行し、適用するということもあり得るだろうと思います。論点として提示することを怠っておりました。申し訳ございません。

(木村委員)

今、総務部長さんがおっしゃられたことで私は意見なしです。

(山元会長)

公布日を施行日とするということで。

(総務部長)

条例を公布した時点で適用するという案もあり得ようかと思いますが。申し訳ありません。

(山元会長)

失礼しました。私、先に4月1日と申し上げましたが、その部分を訂正して、条例の公布日からということでもよろしゅうございますでしょうか。

もう一度確認をさせていただきます。県議会議員の議員報酬の額及び知事、副知事、教育長の給料の額につきましては据置き、退職手当につきましては、知事を「100分の50」から「100分の48」に、副知事を「100分の36」から「100分の35」に、教育長を「100分の25」から「100分の24」に引下げをしまして条例の公布日から適用するという事で答申を申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山元会長)

ありがとうございます。それではそのように答申することといたします。

(行政管理課長)

それでは答申書をご用意させていただきます。

(山元会長)

答申書には私が署名するという事でよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし。

【答申書に署名】

(行政管理課課長補佐)

署名をいただきましたので、知事をお呼びしたいと思います。

(行政管理課長)

それでは知事が来られるまでもう少しだけお待ちください。

(尾崎知事)

この度はどうもありがとうございます。

(山元会長)

審議会の意見がまとまりましたので、ただいまから答申させていただきます。

先月の11日と本日の2回の審議会におきまして、各委員の皆様から熱心にご審議いただきまして本日の答申となりました。内容をかいつまんで申し上げますと、議員の報酬及び知事、副知事及び教育長の給料の額については据置きといたしましたけれども、退職手当の支給基準につきましては、一般職員の改定状況や他県の状況を勘案しまして、引下げはやむを得ないという結論に至りました。それでは答申書を読ませていただきます。

平成30年2月1日、高知県知事尾崎正直様、高知県特別職報酬等審議会会長山元文明、平成30年1月11日付けで当審議会に諮問のあった議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額については現行で据え置くこととし、知事、副知事及び教育長の退職手当の支給基準については、下記のとおり改定することが適当であるという結論を得ましたので答申します。1 退職手当の支給基準 知事支給割合 100分の48、副知事支給割合 100分の35、教育長支給割合 100分の24、適用日は条例の公布の日からでございます。以上答申申し上げます。

知事をはじめ、特別職の方々には地方が厳しい状況の中で、高知県のために本当に頑張っていたいただき皆感謝をしているところでございます。引き続き県勢の浮揚に向けて力を発揮していただくとともに、我々県民としましても共に頑張っていきたいと考えておりますのでこれからもよろしくお願いいたします。

(尾崎知事)

この度は、委員の先生方には大変ご多忙な中、報酬審議会におきまして活発なご議論をいただきまして本当にどうもありがとうございました。このたびご答申をいただきましたこの答申を踏まえさせていただきます、このたびの議会において給料及び退職手当の改定についてしっかり対応できるように、しっかりお諮りをさせていただきたいと考えているところでございます。大変ご多忙な中ご議論いただきまして本当にありがとうございました。職員の給料、そして我々特別職の給与、さらには退職手当などなど、全て県民の理解が大事だと考えておりまして、このたび委員の皆様方にそういう視点からも大変活発にご議論いただいたというふうに向ったところであります。これからも県民の皆様方からの負託に応えられますよう、一生懸命努力を重ねていきたいと考えておりますので、またどうぞよろしくお願いいたします。このたびはありがとうございました。

(山元会長)

それでは皆様方ありがとうございました。